

第百二十九回国
参議院通信委員會會議錄第五号

平成六年六月二十日(月曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

六月十日

北村 哲男君

補欠選任

六月十七日

陣内 孝雄君

補欠選任

鶴岡 洋君

横尾 和伸君

青島 幸男君

下村 泰君

六月二十日

吉川 博君

補欠選任

陣内 孝雄君

出席者は左のとおり。

委員長

森 暢子君

理事

岡野 裕君

陣内 孝雄君

山田 健一君

栗森 喬君

委員

岡 利定君

加藤 紀文君

沢田 一精君

林田悠紀夫君

及川 一夫君

川橋 幸子君

山口 哲夫君

河本 英典君

星野 朋市君

中川 嘉美君

横尾 和伸君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政大臣官房長

郵政省通信政策

局長

郵政省電気通信

局長

郵政省放送行政

局長

事務局側

常任委員会専門

員

参考人

日本放送協会の

長

日本放送協会専

務理事

社団法人日本民

間放送連盟会長

磯崎 洋三君

川口 幹夫君

海老沢勝二君

星野 欣司君

日笠 勝之君

木村 強君

五十嵐三津雄君

松野 春樹君

江川 晃正君

下村 泰君

田 英夫君

鈴木 栄治君

また、十七日、青島幸男君、陣内孝雄君及び鶴岡洋君が委員を辞任され、その補欠として下村泰君、吉川博君及び横尾和伸君が選任されました。

○委員長(森暢子君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案及び放送法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事海老沢勝二君及び社団法人日本民間放送連盟会長磯崎洋三君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(森暢子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森暢子君) 次に、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案及び放送法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案については既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤紀文君 加藤でございます。

放送法の一部を改正する法律案について、まず大臣にお尋ねしたいと思っております。

今回の改正は、かねてから衛星利用が急速に進展している中、短波放送による国際放送だけじゃなく、映像による国際的な発信をやるべきであるといった議論を踏まえての改正であり、また昨年秋、緊急経済対策の一環として出された規制緩和項目の一つと理解しておるわけでありますが、今回の改正のバックグラウンドを簡単に、そして改正の理由、どういった点が規制緩和となるのか、

そしてこの改正によって国民はどのような利便を受けるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(日笠勝之君) 社会、経済のボーダーレス化に伴いまして情報の国際交流の重要性は一層高まってきておりまして、我が国から積極的に情報を発信することは諸外国との相互理解を深めるためにも極めて重要であることは御承知のとおりでございます。

特に、豊かな表現力を有する映像情報というものは日本の実情等をより適切に外国の人々に伝達できる可能性を秘めておりまして、今後、その海外発信の促進が重要になってくるものと考えております。

近年、衛星技術の進歩によりまして、衛星による外国に向けた映像放送の発信が欧州地域ではもう既に活発に実施されておりますし、アジアでも御存じの香港のスターテレビジョンが開始され、さらに今後中国、韓国などにおきましては映像放送が可能な衛星を相次いで打ち上げることが計画されておるところでございます。

一方、我が国からの放送の海外発信は、先生御指摘のとおり、NHKの短波国際放送のみでございます。

映像による情報の国際交流が世界的に活発化しつつある今日、我が国といえども積極的に映像放送の海外発信を行っていくことが急務となつておると思っております。今回、そういう意味から放送法について所要の改正をしたいと考えておるところでございます。

○加藤紀文君 ただいま、映像の海外発信が趣旨という大臣の御答弁をいただきましたが、従来、日本の情報の海外発信を促進するためにどのような施策をとられておられたか、また今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

さらに、大臣御自身、どんな情報の海外発信が国際交流に役に立つのか、あわせてお尋ねいたします。

たいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 過去の事実についていろいろ御説明させていただきたいと存じます。

我が国からの積極的な情報の発信が大事だということは大分承知の上で申し上げたとおりで、郵政省はその認識に立っていろいろなことをやってきているところでございます。いろいろとござい

ますが、主として三つ御説明させていただこうと思います。

一つは、平成六年度の予算の中でも組んでございますが、短波国際放送に対する交付金、これ十八億円強を予定しているところでございます。そういうものを予定しております。

二つ目は、ビデオパッケージによる海外発信の支援ということをしてございまして、これは放送番組国際交流センターと申しますが、英語で書き

ましたことの頭文字をとりましてJAMCOと言っております。JAMCOにおける放送番組の英語への吹きかえ等に対する補助を行い、放送番組の外国放送事業者への提供を支援しております。

三つ目は、APTセミナー、ことし四月に日本で開催されましたが、アジア・太平洋地域における映像国際放送の番組のガイドラインの策定等についていろいろ合意いたしまして、今後ともお

やっています。いろいろな調査その他のこともいろいろとやっています。

○国務大臣(日笠勝之君) 日本の文化また経済、社会、いろいろな情報をリアルタイムで諸外国に音

声だけじゃなくて映像も含めて流すということは非常にインパクトがあると思います。在外邦人が六十万とも八十万とも言われておりますし、そういう方々に対する情報提供、また日本を知りたい、GNP第二位の日本の経済は、社会は、文化はどうなっているか、日本語ブームもございまして、こういういろいろな観点から、音声だけでなく映像もあわせて伝達するということは、これは日本

の国際的な地位から考えましても一つの義務というように考えられると思うわけでございます。

ただ、いろいろな国際文化摩擦等も考えられますので、今後、放送番組のあり方に關しましてはガイドラインの策定等、前向き、積極的にコンセンサスを得ていく必要があるかと考えておるところでございまして。

○加藤紀文君 文化の押しつけ輸出にならないように気をつけていただきたいと思います。

今、局長のお話にもございましたように、放送番組の海外提供は、国際交流の促進を目的として放送番組国際交流センターが設立されたわけであり

ますが、現在どのような活動をして、どのような成果を挙げているか、御説明いただきたいと思

います。

○政府委員(江川晃正君) 御質問の放送番組国際交流センター、これは財団法人でございまして、英語でジャパン・メディア・コミュニケーション・センター、その頭文字をとりましてJAMCOと言っております。

これは、目的は、放送番組に係る国際交流を促進し、もって我が国と諸外国との相互理解の増進及び開発途上国を初めとする世界の放送の発展に

寄与するということを目的としてございまして、平成三年四月に郵政省と外務省の共管法人として設立されたことは御案内のとおりでございます。現在、事務所は東京にございまして、常勤役員が三名、職員が五名というところでございまして、平成六年三月末現在で出捐、金の集まり状況は二十四億円ほどになってございます。

そして、専ら外国で受信されることを目的とする放送という位置づけをしているところでござい

ます。それから、経費とか財源でございまして、財源はNHKにつきましましては受信料がベースです。これは国際短波放送と全く同じ思想でござい

ます。それが幾らぐらいかかるかにつきましてはNHKも今試算中でございまして、私もそれなりの試算の数字は承知しているところでござい

ますが、十億とか二十億とかというぐらいはかかるかなというふうに見ているところでござい

ます。それから、民放の方は、申し上げるまでもござい

ませんが、今あります広告収入、あるいは有料放送というものを導入すればそれとやるという形で進めていくというふう

に考えているところでござい

ます。NHKは既に衛星放送でノウハウを持っておられますが、民放にとつては来年度のJCSAT3の打ち上げでスタートすると聞いておるわけであり

もJCSATの衛星を使ってやりますときに、民放としたら何が財源なのか考えたときに、やはり最大の市場は国内ということになりますので、国内の広告収入、あるいは先ほどちょっと申しました有料があるなら有料というふうなそういう仕掛けを使っていく、つまりは国内の需要も満たしながら海外に出していく、そういう形でやっていくという構造にしたわけでございます。

それで、民間放送自身がそれでは私がやりませんか、どうするとか具体的な計画を今私たちに相談に来ているわけではございませんが、こういう法律ができたならばぜひ乗り出してみたいというフイージビリティスタディーはそれぞれひそかにやっているやに聞いているところでございます。

○加藤紀文君 わかりました。

それでは、こし四月にAPT、アジア・太平洋電気通信共同体と郵政省共催で国境を越えるテレビのセミナーが開催されたようでありましたが、そこではどのような国際的な合意というものがなされたのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) こし四月に日本国で行われましたが、その行方環境として一言ちょっと申し上げさせていただきますと、現在、ヨーロッパにおいてはいわゆるEC指令というものがございまして、これはテレビジョン放送活動の遂行に關し加盟国において法律、規則、行政行為によって制定される規定の調整に関する一九八九年十月三日の理事会指令、大要長うございましてからEC指令と言っております、これが国境を越えるテレビの受発信に関する一つの共通の規則といえるところでございます。

そういうものが我がアジアにあるかといえますと、現在ございません。それで、アジア・太平洋地域における円滑な国際交流、サービスの実施のためにはこの種の一定の共通ルールが必要だというそういう認識のもとに、この四月にAPTセミナー

ナーというものが開かれたわけでございます。

十六カ国一地域、それから国際機関等も六機関が参加している議論されましたが、決まりましたことは、細くなることは省かせていただきますが、結論としては三つございまして、一つは、加盟各国は映像国際放送に関するガイドライン作成の必要について合意をしたということが一点でございます。二つ目は、ガイドラインの作成に当たって特に留意すべき事項をいろいろ列挙して、これが合意されたということでございます。それから三つ目に、ガイドライン作成のためのさらなる検討のための会議をAPTが組織していくということ、これも合意されたということでございます。

そういう形で合意されまして、言ってみますれば、APTの場で自由な情報流通を基本として番組ガイドラインを作成していくことが勧告されたことと承知しております、郵政省としまして、今後このような場を通じて、国境を越えるテレビに關する国際的コンセンサスづくりというものに最大限の努力を払っていくと考えているところでございます。

○加藤紀文君 NHKの番組編集準則ですが、現行の国際放送と同じだということでありまして、簡単に御説明いただきたい。また、民放の新たに創設した準則は、「国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならぬ」となっておりますが、NHKのものと同じであるか。違っているれば、どこが違うのかを説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますように、今回の改正によりまして、今後の我が国から外国に向ける映像放送につきましてはNHKと民間放送の併存体制によつて実施していくということになるわけですが、それぞれが守る番組編集準則というのは少し異なるという状況になっております。

NHKにつきましては、四十四条の四項のところに書いてございまして、「我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培ひ、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならぬ」、これは国際短波放送も同趣旨になっているところでございます。

それに対して、民間放送は、国内放送の放送番組編集準則のほか、五十二条の二十七というのを新たに設けまして、「国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように」、「外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならぬ」、これは先生今御質問の中でおっしゃいましたとおりでございます。こういうふうな、言ってみれば、NHKと民放について、民放の方が少し別のことが書いてございまして。

この二つに分かれていくことにつきましては、NHKについては受信料で成り立つ公共放送の機関として、その放送番組は日本の実情紹介による国際親善の増進や海外同胞への慰安の提供というこの問題は先ほどもちょっと申し上げました。そういう積極的かつ公共的な役割を果たすものと位置づけることが必要であるということですが、そういう考えでおるわけでございます。

一方、民放につきましては、NHKの積極的かつ公共的役割とは異なつて、その放送番組、民放の放送番組でございますが、それは基本的に創意工夫により自由な発信が行われるべきものと位置づけるというところでございます。そのことは、同時にしかし自由で、何でもあつてもいいこととはではありません。外国との文化摩擦等を生じ、国際親善等が損なわれないう、最低限の義務として諸外国の諸事情を考慮するところから、必要だというふうな規定を設けたところから、このように規定を設けたところでございます。

○加藤紀文君 次に、国境を越えるテレビの受信についてお尋ねしたいと思います。

平成四年のNHK予算審議の折に、足立委員より香港のスターテレビの電波のスピルオーバーの話が指摘されたわけでありますが、受信に關しまして今回法律上の手当ては何もなされていない。放送であれば法的問題はないと解釈していいものでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) 諸外国の国境を越えるテレビの発信の状況でございますが、先生御案内のように、欧州の方ではアストラ衛星を使ってこれこれだというふうな話がございます。この辺はちょっと省略させていただきます。

もう一つ、アジア・太平洋地域におきましては、ただいまおっしゃいましたようにスターテレビジョンというのがあつて、これは五チャンネルありまして、対象の国は香港とか中国とか韓国、モンゴルなどをやっているところでございまして、そのほかに、こしから来年にかけまして、中国、香港とか、韓国のコリアサットとかいろいろ上がる予定になっております。

そういったものが上がってくるわけでございまして、それが今後、おりてくる電波を受信できる状況にあるときに、それを我々として、日本国の法制度の中でこれが放送に当たるのか、通信に当たるのかというところ、評価をいたしまして、特にスターテレビジョンの場合には放送に当たると考えるわけでございますが、そういうふうな認識して、それを世の中に公示して、放送として理解するからどうぞ受けて聞いてください、聞いてくださいというふうな位置づけでやっております。進めていくところと考えるところでございます。

○加藤紀文君 そうしますと、通信が放送かというのは郵政省はどのように判断して、それをまた周知徹底、また受信体制というのをつくっていくのかお伺いします。

○政府委員(江川晃正君) 基本的には国内における法制度でこれを理解するといふふうな考えであります。外国の発信者の意図が、例えば公衆によつて直接受信されることを目的としていることが明

らかである場合には、発信国における整理にかかわらず、受信国である我が国としては放送として位置づける。

端的に申し上げますと、日本国における放送の定義というのは、公衆によって直接受信されることを目的としてなされる行為でございますから、発信国が通信の意図を持ってそういうことをやったとしても、当方、我が日本国においてそのような放送の定義に当たる状態でお送りくるものにつきましては、これを放送と認識して世の中に公示する。

公示の仕方は、官報でいくのか、ほかのいろいろなことでやるのか、それはいろいろ手続がございますが、そういったような何らかの形で世の中に公示してわかる状態にしてやっていく。このことは、通信ですと、それを他に流したり他に流用したりすると通信の秘密を侵すという問題が出てくるわけでございますが、そういうことにならないということを公示する形、あるいはそういうふうにならないということを法的にきちっと整理するというふうにしていくところでございます。

○加藤紀文君 そうしますと、国内のCATV業者が受信して配信する場合、著作権とかそういうのは全部自己責任でクリアすれば問題ないわけでございますか。

○政府委員（江川晃正君） 先生御指摘のとおりでございます。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

それでは、せっかくNHKからお越しでございますので、会長にお尋ねしたいと思いますが、今回の放送法の改正はNHKにとつてどう評価されているか、お尋ねしたいと思ひます。

○参考人（山口幹夫君） NHKとしては、これまでも国際社会における日本理解の促進、たくさん海外にいらつしやる在留邦人のための情報提供、あるいは娯楽の提供というふうなことでいろいろなことをやってまいりました。特に、最近の国会でもいろいろ御議論をいただきました。これまでの短波の国際放送を拡充するほかに、映像情報の海

外発信の拡充、そして強化ということに積極的に取り組んできたところでございます。

今回の放送法の改正によりまして、放送法上、NHKの国際放送の中に従来からの短波だけじゃなくて映像による放送も含まれるということが明確になりました。これは、海外の視聴者に向けた映像国際放送の実施が可能になったというふうに見えておりまして、非常に時宜を得た措置であらうというふうにしております。

ただ、制度上、NHKの映像国際放送には短波と同様に郵政大臣の実施命令がかかるというふうなことが決められておりますけれども、映像発信には短波のような送信自由という国際ルールが存在しております。それに国際映像放送に命令放送がかかることで、これは国営放送ではないかと、アジア諸国を初め海外諸国からの反発とかクレームを招く懸念もあります。映像国際放送の円滑な実施に支障を来すことはないだろうかと思ひます。

ですから、映像国際放送への命令放送の導入については、将来にわたつて運用上慎重な配慮がなされるように強く要望しておきたいと思ひます。

それから、この法改正を受けまして、NHKとしては映像国際放送にどのように取り組んでいくのか、これはこれからの検討課題でございます。

映像国際放送の実施に当たりましては、相手国の国民感情、社会体制、生活習慣、倫理観等々に最大に配慮をする必要があると思ひます。また、映像国際放送に国内の視聴者の受信料を充てるといふことにはおのずと限度がございます。

したがいまして、現在行っている衛星による海外への番組提供あるいは短波国際放送との関係を踏まえて、NHKとしては可能な限り段階的に強化をするというふうな実施の仕方をする方が妥当ではないか、こう考えております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

今の会長のお話の中にありました実施命令について、郵政省は出すつもりはおありなのではないでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員（江川晃正君） 今回行われることになりますNHKの映像国際放送につきましては、短波につきましては大変長い、深い経験がございますし、ノウハウの蓄積もございまして、映像の方は初めてになります。そういうことでございまして、ただいまもお話ございましたが、まずはNHKが自主的に実施してみたいということでスタートを切つてもらおうかと。その自主的なスタートの中で実施状況をいろいろ見させてもらふ。

一つには、受信状況がございまして、視聴者からの反応もございまして、実施に要する費用がどのくらいということがいろいろ出てまいると思ひます。また、諸外国によるこの種の映像放送の実施状況というものの、国際情勢、いろいろございまして、そういったようなものを全部見て、かつ現にやっております国際短波の放送、これとの役割分担をどうしていくのかといったようなことも十分見定めてから、必要な場合にはこの放送についての実施命令を出していくという形にならうかと思ひます。

また、そういう面につきましては、いろいろと予算もとらなければならぬこともございまして、いろいろなことと相まって準備態勢を整えてからやっていくのがいいのではないかなと考えているところでございます。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

いづれにせよ、国境を越えるテレビが認知されたことは評価できると思ひます。これからいろいろ諸問題あると思ひますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

して陣内孝雄君が選任されました。

○岡利定君 岡でございます。

私は、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案について御質問させていただきます。まず最初に、今回の改正法案の提出理由でございますが、この資料によりまして、「国際化の進展にかんがみ」と、大変抽象的に書かれておるわけでございますけれども、このような改正を必要とする背景の事情あるいはその必要性について、もう少し具体的に教えてくださいと思ひます。

○政府委員（松野善樹君） お答え申し上げます。背景事情を一言で申し上げますと、国際衛星通信事業分野における環境の変化ということになろうと思ひます。

これ、大きく二点に分けてさらに御説明いたしますと、従来、国際衛星通信の衛星はインテルサットが独占的に提供してまいつております。しかし、一九九〇年前後であつたらうと思ひますが、インテルサットとは別個の民間の通信衛星、これを別個衛星というふうと呼んでおりますけれども、別個衛星が登場してまいりまして、既に欧米諸国におきましては別個衛星を運営する者が直接国際通信サービスを提供することを認めてきているという事情がございまして、インテルサット自体も別個衛星との調整手続を、従来大変厳しかったわけでありまして、簡素化するなどしております。別個衛星と共存していく姿勢を打ち出してきております。したがって、別個衛星自体がインテルサットとともに国際通信事業を行うものといったしまして国際的な認知を受けつつあるというふうな把握しておるわけであります。

一方、利用者サイドのニーズであります。我が国の利用者におきまして、例えば国際的な映像情報の送受信を行つております放送事業者の方々を中心に、別個衛星の特徴であります、小さな地球局で通信が可能という特徴を生かしま

して、ぜひ使いたいというニーズが出てまいっているわけであります。

こういう事情を背景にいたしまして、今回の制度改正におきましては、我が国におきましても国内衛星通信事業者の衛星も含めて別個衛星による国際通信サービスの提供ができるようにしたい、これが一点であります。

また、これによりまして、先ほどもちょっと触れましたが、別個衛星の特徴を生かした多彩でかつより低廉なサービスが提供されることになって、ひいては利用者の利便の向上あるいは衛星通信事業そのもののより一層の活性化につながるものであろうということを期待しているところでもあります。

以上が背景でございます。

○岡利定君 この法律の内容でございますけれども、電気通信事業それから電波利用におきまして外国性の排除の緩和というのが内容であると思えますが、それは我が国の通信事業政策上、大変大きな意味を持つものだと私は思います。

国際衛星通信に限ってでございますけれども、外国の事業者そのものが我が国の電気通信市場に直接参入するということを初めて認めるというものであります。我が国の通信主権にも関連するものではないかと思う次第であります。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、従来、通信主権というのは独立国家として重要な要件の一つとされてきております。国際電気通信連合憲章前文におきましても、その十分な承認というのが明記されておる次第であります。

通信主権との関連において、外国性の排除というのがあると思うわけですが、以前は非常に厳しく運用されておりましたけれども、近年では相互主義というのを基本にしながら、例外を認めるなどの緩和の傾向が出てきておるのではないかと考えております。今回の改正は、我が国の通信事業への外国人の出資制限などの緩和以上に大きな意味を持つものじゃないかというように私は思います。

いずれにしても、国際化の進展に即応するための措置と思うわけですが、今日の状況下での通信主権の意義、それから電気通信及び電波利用面の外国性排除のあり方について、大臣の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(日笠勝之君) 電気通信は、国民経済や国民生活を支える、人間の体でいえば中枢神経的な機能を持つておると思えます。国の安全の確保などの観点から、電気通信事業については一定の外資規制をすることは必要である、こういう認識は今までもおりでございます。また、電波利用につきましても、電波が有限希少な資源であるということ、自国民が優先的に電波を利用できるようにするため外資制限が必要であるということも御案内のとおりでございます。

なお、国際的にも通信分野の外資規制は通信主権の観点から認められておるところでもござい

ます。今般の法改正は、国際衛星通信をめぐる環境の変化に対応いたしまして、近年、諸外国が外資規制を行わずに参入を認めておるところの別個衛星事業、非インテルサットに限りまして外資規制を廃止するものでございまして、さきに述べました基本的な考えはあくまでも堅持していく、こういうことになりましてはございません。

○岡利定君 この法律改正によりまして、外国の衛星通信事業者が日本の国際通信市場に事業者として参入ができる。逆に、日本の事業者がその国の市場に参入できることになっているかどうかというの、法文上は相互主義というふうな言葉がはつきり書かれておりませんので明確じゃないわけでございますが、この点についてはどのように考えればよろしいのでしょうか。

○政府委員(松野善樹君) 国際衛星通信に關します諸外国の制度がどうしても国によって異なっている面がございます。したがって、少し具体的な例でもってお答えしたいと思います。一つのケースは、アメリカ、イギリスそれから

フランスなどの欧米先進諸国の例であります。これらの国は外資規制をしないで別個衛星事業の参入を認めてきているということであります。それから、アジア・太平洋地域であります。オーストラリアでありますとかニュージーランドのほか、東南アジア諸国の範疇に入りますフィリピン、インドネシアなどは一定の範囲で外国事業者の参入を認めている、こんな実情にございます。したがって、基本的には我が国の衛星通信事業者もこれらの国の通信市場に参入すること、これは十分可能であるというふうに認識いたしております。

それから、お示しの相互主義の観点であります。現在の国際的な議論の流れを少し申し上げますと、相互主義によりまして二国間のみで利害の調整を行うということにつきまして、世界的な規模での相互依存関係が深まっている国際化の現状にそぐわないのではないかと議論が強く出されておりました。現にガットの場におきましても今後の世界経済の一層の発展を図るという観点があるわけでありまして、この相互主義の考え方よりもむしろ市場開放ができる分野については相手の国を差別しないという最恵国待遇というふうな前提で議論が行われている。まだ最終結論は出ておりませんが、そういう流れにあるという事情もございまして。

ただ、現実問題といたしまして、これは我々の実際の行政姿勢であります。自分の国の市場を閉じたままでは我が国の市場のみに参入するという国がもし多いとしたら、これは実際問題としては好ましいことではありませんが、そういう例がもしありました場合には、できるだけ開放を行うよう我が国としても相手の国に積極的に働きかけていくという姿勢はとりたいというふうに考えております。

○岡利定君 ぜひ、そういう姿勢でこの問題に対応していただきたいと思えます。

先ほど、今回の法律改正の背景の中でインテルサットとの関係について松野局長からお答えがありました。我が国はこれまで世界各地との衛星

通信にはインテルサット衛星を使ってきたわけですね。しかし、去年の九月ですか、KDDとITTJから出された非インテルサット系衛星の利用申請というのを郵政省が許可されました。また、今回のこの改正によってさらに非インテルサット系の衛星の利用が進むと思うわけですが、先ほどのお答えにありますように、これはアメリカを初めとしての世界的な動向であるということでございます。

インテルサット体制というのは、これまで世界の国々が平等に通信手段を利用できる機会を提供するために大きな役割を果たしたと思うわけでございますが、非インテルサット衛星の登場という新しい状況にあつて、インテルサットの役割というのは今後どういうふうになつてくるんだらうかという点について郵政省のお考えをお教えいただきたいと思います。

○政府委員(松野善樹君) インテルサットの使命につきましましては、今、岡先生から御指摘をいただいたとおりでありまして、一九七三年に設立されました以来、世界のいかなる国も無差別に利用できる一つのグローバルシステムといたしまして、特に国際的な電話網の整備に大きな役割を果たしてきているということでございます。

一方、別個衛星であります。これは国際的な映像伝送でありますとか、VSATと言っておりますが、小型地球局による多地点間の通信、これらの企業向けの専用線サービスを中心といたしまして事業展開を実施あるいは計画中であるわけでございます。

したがって、こうしたグローバルシステムとしてのインテルサットの役割というのは今後とも変わらぬものである。それぞれの衛星の特徴を生かしたサービスを提供することによりまして、このインテルサット体制と別個衛星が共存共栄を図っていくものであるというふうに考えております。

もちろん、専用サービス分野等ではこの別個衛星とインテルサット衛星は一部競合することは当

然あり得るわけですが、先ほど申し上げましたように、国際通信手段、特に電話サービスを中心とした国際通信手段を全世界に提供するというこのインテルサットの役割は基本的に変わらない、むしろますます重要になってくるのである、というふうに思います。

○岡利定君 今度、この改正案が成立した場合ですが、どのような外国事業者がいつごろ日本の市場に参入するということにお見通しでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) これも少し具体的な説明にわたりますが、アジア・太平洋地域の現在出ております主な別個衛星計画といたしましては、もう間もなくありますが、六月二十日に打ち上げ予定のバンナムサット衛星、これは米国の法人であります。それからアプスター衛星、これは香港法人であります。それからアジアサット2号衛星、これも香港法人であります。それらの衛星がラインアップされておるわけでありまして、このうち、バンナムサット衛星であります。我が国の国際通信分野への参入を明確に希望しております。既に郵政省にも訪問してきていて、という実情にございまして。

また、先ほど申し上げました香港法人のアプスター衛星であります。これもアジア最大のマーケットであります。我が国を含めたアジア地域での事業展開を計画しているやに伺っております。

○岡利定君 今度の法律改正にあわせて、日本の国内衛星通信事業者が国際衛星通信の分野に入っていくことも可能にできるよう制度改正をやるというふうにも伺っております。従来の国内と国際の分野区分をなくそうというものであつて、第一種の事業者にとつての初めてのものであつて、これまた大きな意味を持つものじゃないかと思っております。

いずれにしましても、今おっしゃいましたように、アジア・太平洋地域では通信衛星の打ち上げ計画がかなりある。そうすると、我が国とアジア・太平洋諸国との間の通信をめぐって内外事業者の

間の激しい競争が予想されるんじゃないかと思うわけですが、そういう中にある日本の事業者の競争力というふうなものについてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) これは、やはり明るい期待を寄せたい面と、実際問題としてなかなか厳しいという面と両面あるかと思ひます。

日本の衛星通信事業者も、いろいろな経緯がございましてけれども、これまでの国内衛星通信事業でビジネス上のノウハウでありますとか営業力は培つてきておまして、それなりに力を有しているというところは間違いないと思ひます。

したがって、今後、国際通信市場におきまして外国の衛星通信事業者と競争する場合において、ユーザのニーズから考えますと、日本企業のグローバルなネットワークの構築等において各事業者の力がいかであるかということと、当然ユーザは見るわけでありまして、システム構成のコンサルティングを含めていろいろユーザのニーズに適合したきめ細かいサービス提供は私は可能であるというふうな考えであります。その面での競争力は十分あるであろうというふうに思ひます。

ただ、現在の国内衛星通信事業者が抱えておりますのはコスト負担でありまして、これは過去に事情がございまして、ちょうど今使っております衛星というのがドル換算で一ドル二百五十円当時に調達した衛星であります。現在と比較して、当然おわかりいただけると思いますが、非常にコスト負担が高いものになっておるわけですが、近く打ち上げられる例えばJCSAT3号というふうな衛星におきましては、現在の状況を考えますと当然衛星の調達コストも比較的安くなるのではないかとこのように考えられます。

それからもう一つは、技術がやはり日進月歩の世界でありますから、最新のデジタル技術を用いた回線容量の大きい、したがって機能の高い低コストのものがこれからの衛星調達としては期待できるのではないかとこのようにいう事情もありま

す。それがひいては経営の効率化でありますとかコストダウンにつながるわけでございます。何といたしまして、コストダウンによってトランスポンドーの利用料金が競争力ができるようになるというのが第一義であろうと私は思ひます。

率直に申し上げて、現在の日本の衛星通信料金、トランスポンドーの料金は、もちろん衛星そのものの画一性といひますか質に非常に重点を置いてやつていられることも理由の一つでありますけれども、しかしそれにしても例えば年間使用料三億円あるいは六億円、トランスポンドー一本当たり、これではやはり少し問題があるという認識を事業者の方々も持つておられるようでありまして、先ほど申し上げましたようなデジタル化でありましてとか調達コストの関係、あるいは本体の経営効率化とか、いろいろ配慮して、これからその面の競争力を一層高めるといふこともまた大事な課題になってくるのかなというふうに感じております。

○岡利定君 国内事業者の育成の面の方にもぜひお力添えをいただきたいと思う次第であります。ところで、今回、外国の事業者の参入が認められるのは公衆網との接続のない形で国際専用線サービスに限定するということに伺つております。これは仮定の話です。お答えしにくいかわかりませんが、専用線サービスだけの限定というの、法文上ではなくて、法の運用上の措置でやられるということになっておるわけでありまして。となると、参入してきた外国事業者が新たな業務をやりたいという要求を出してくる可能性もあるんじゃないかと思つておられるけれども、郵政省としてはどのように対応されていくつもりか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 公衆網との接続の制限についてでございますが、現実の別個衛星に対する利用者のニーズが、先ほど来御説明申し上げておりますように、映像伝送やVSAAT等の専用線サービスであるということが一点ございまして。それから、これは国際的な認識であります。イン

テルサットへの悪影響を与えないようにするという理由から、諸外国におきましても公衆網との接続を制限していることも事実でございます。

以上の二点を考えて、今回の運用措置でスタートしたいということで判断しておるわけでありまして。

したがって、こういう通信の世界でありますから、今後またいろいろな動きがあるいは出てくるかもしれません。これは当然予想しておかなきゃいかぬことではあります。こういう利用者のニーズの動向が今後どうであるかという点が一

つ。と同時に、先ほど申し上げましたインテルサットへの悪影響、全世界へ電話ネットワークを差別なく提供するというこの役割の重要性というものも十分あるわけでありまして、そういうことを踏まえた国際動向の変化といふものにつきましては十分注視して、もし何かそういう変化があつた場合にどうするかということその時点でもた

我々も政策的な検討をすることになるといひます。現時点ではまだそういう動きになっておりません。で、今回の私どものとつた措置で十分国際的にも通用する政策であるというふうに考えております。

○岡利定君 最後に、今公衆網と専用線との接続の関係が一つ大きなテーマでありますので、お聞きしたいと思ひます。

いわゆる非インテルサット衛星回線と公衆網の接続ということについては米国内でも問題になつて、一九九二年の三月にFCCが、一九九七年一月までに国際衛星システムと公衆網との相互接続に対する制限の完全な撤廃という目標を決めたというように聞いておるわけでありまして。

アメリカとしてはそういうような方向が打ち出されておるわけですが、いわゆる公衆接続といひます。公衆網と専用線の接続問題というのは通信事業政策上の基本にかかわる大変重要なものであると思つておるわけでありまして。郵政省では、現在、国内通信の分野において検

討されておつて、既に事業者や企業、ユーザーを対象とした聞き取り調査も始めておられるとの報道があります。

そこで、国内及び国際通信分野におけるいわゆる公専接続についての郵政省の対応なり考え方を伺いたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 今、御指摘をいただいたおりの経緯でございます。

公専接続問題につきましては、これによりまして電話が安く提供されるというふうなことになる、電話を主たる収入としておるNTTあるいはKDD等の第一電気通信事業者の経営に支障を及ぼすおそれがあるということで、関係事業者の契約約款において制限されてきている制度でございます。法令上の問題ではありませんが、契約約款において制限されてきている。その御審議の当時、昭和六十年等の法改正でありましたが、衆参両院からもその旨の附帯決議をいただいております。

しかしながら、最近ちょっと情勢が変わつてまいりまして、一点は、経済界を初めとする各方面から公専接続に対する強い要望が出てきております。それからもう一点は、諸外国におきましてもこの制限緩和の動きが生じてきております。例えば、アメリカあるいはイギリス、カナダ等は既に国内におきましても公専接続を解禁しておるの情報を得ておるわけでありまして。

したがいまして、公専接続の今後のあり方は大変大きな問題でありますから、現在、関係者の意見を慎重にお伺いしながら検討を進めてまいっているところでありますが、その検討のポイントは、当時やはり当院でも附帯決議を賜りましたように、経営に著しい支障を及ぼすかどうかということの判断をどうするかということであろうかと思ひます。

特に、NTT及びKDDその他もあまねくユニバーサル的なサービスを会社法で義務づけておりますので、電話網を中心とするという課題といえますが使命について著しい支障があつては困る

わけであります。その辺のところを今つぶさにヒアリングを行いながら勉強しておる段階でございます。

○岡利定君 終わります。

○山田健一君 私は、きょう、放送法の改正についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

きょうは、川口会長、NHKの方から海老沢専務理事、そしてまた民放連から磯崎さん、大塚お忙しい中を御足労いただきましてありがとうございます。

大臣の方からも、先般、放送法の一部改正に当たつて放送による情報の国際交流を促進する、これは今回の一つの大きな目的になっておるわけでありまして。

先ほど加藤委員の方からも、こういった放送を取り巻く状況の中で、郵政省として今日の状況をどう認識して、そしてまた今後どう対応していくのか、基本的な部分について御質問がありましたので、私の方からはまずNHKと民放連の方に基本的な考え方を御尋ねいたしたいと思つておるわけでありまして。

今回のこの法改正によって映像による国際交流、こういうことになってくるわけですが、NHKは委託によつて受託協会国際放送、一般事業者、民放は委託によつて受託内外放送、まさに国際テレビジョンの放送新時代を迎えようとしております。

こういう状況の中で、NHKにお尋ねをいたしますが、今まで短波によるラジオ・ジャパン、あるいはテレビ・ジャパン、それぞれアメリカ、欧州と展開をされておりました、今回新たにこういう形の業務が導入をされていく方向になろうとしたしております。今日のこういった放送を取り巻く状況の認識と、そしてこういう状況の中でどう対応されていくかとするのか、まずNHKの方から基本的な考え方についてお示しをいただきたいと思います。

○参考人(川口幹夫君) 現在の日本が置かれていた状況、それから国際的な放送の状況等を考え

ますと、NHKもできるだけ早く映像国際放送というものを実施しなければいけないと前から思つていたところでございます。ただ、実施に当たりましてはいろいろな条件がございますので、国会の御論議を踏まえて私どもは段階的に、しかし確実に映像国際放送を実施していこう、こう思つております。

したがいまして、今回の法改正は、そのことに一つ一つの大きなステップを踏み出したものというふうに言えると思ひますので、私どもとしてはこの機会にNHKの映像国際放送を一步前進させたい、こう思つております。

○山田健一君 わかりました。

それで、民放連といひますか民放の方にしてみれば、今まで国内、地上波、こういう形でございまして、今回の改正によつてまさに状況も国際化の中で衛星によるこれから情報の伝達、海外への発信という状況になってくるわけでありまして、新たな民放における衛星時代にも入っていくのかなど。

これはもちろんCSでやるという話でありますけれども、こういった状況について、民放として新しいこういった時代に向けての認識と今後の対応について、基本的な考え方をまずお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(磯崎洋三君) 今、御指摘のとおり、世界的に見まして各地域で国境を越えたテレビの放送が実現をいたしております、まさに自由な情報界の交流はだれもとめることのできない大きな世界の流れになっていくというふうな基本的認識をいたしております。

我が国がこういった状況の中でどのように対応すべきであるかという問題につきましては、御存じのとおり、一昨年以来、郵政省を中心いたしました研究が進みました。私ども一般放送事業者も十分に意見を述べさせていただいて今日に至つていふ状況でございます。

ここで申し上げたい点は、これからの時代といふのは自由な情報界の交流、その実現ということが

まず基本であらうということでございます。今回の法改正では、その点で我々の考え方が十分におくみ上げただけだということに考えております。

私ども一般放送事業者は、受託内外放送という形で、国内国外を対象にいたしまして人工衛星を使った映像国際放送が可能になったわけでございますので、これからどのように対応していったらいいかということと具体的な検討に入つてまいりたい、新しいチャレンジとして十分な検討をこれから加えてまいりたいというふうに考えております。

まだ制度の枠組みが法案の形で示されたばかりでございますので、今すぐに事業化を図るわけにはまいりませんけれども、それぞれの一般放送事業者が国際的な現在の動向を十分に見きわめながら、さらにこの問題について研究をしていくことにならうかというふうに思ひます。

御指摘のとおり、私ども放送を取り巻く環境は大変に激しく変化をしておりますけれども、国民生活に欠かすことのできない放送事業に携わる者としていたしまして、その使命を十分に深く認識をいたしまして、またあわせて日本の国際化という状況も踏まえまして、民放とNHKの併存体制という我が国の放送体制の中でさらに一層努力を払つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○山田健一君 ありがとうございます。

それでは、NHKの方にお尋ねをいたしたいと思ひます。

今、一般放送事業者、民放の方はこれから具体的な検討に入るといふことで、すぐ事業化ということには状況を少し見きわめてというお話でありました。

NHKの場合は、さつきも言いましたように、既に短波による放送、そしてまたテレビ・ジャパン、こういう衛星による国際放送のスタートを切つておるわけでありまして、大体いつころから、どの地域を対象に、とりわけ先ほどからAPTの

話も出ておりましたけれども、アジアを対象にしてどういう形でこれから取り組まれようとしておられるのか、現段階でわかる範囲で結構ですからお示しをいただきたいと思ひます。

○参考人(海老沢勝三君) 映像による国際放送につきましましては、当委員会でも昭和六十三年から附帯決議の形で映像メディアによる国際協力の推進ということとその推進方を要望されております。

そういうことで、NHKといしましては、三年前からアメリカとヨーロッパにそれぞれ現地法人、通称テレビ・ジャパンという形で番組の提供をしてまいりました。この三年間でかなりのノウハウといひますか経験と積み、実績を上げつつあります。このテレビ・ジャパンにNHKの番組を乗せるといひますか、これと一緒に映像国際放送を今のところ来年の四月からとりあえずこのテレビ・ジャパンを通じてやっていこうというふうに考えております。

このテレビ・ジャパン事業というのは、三年間やってまいりましたけれども、非常に厳しいわけでありまして、これからNHKが映像国際放送に本格的に乗り出しますとさらに普及が促進されるだろうというふうに考えております。

内容、編成をどうするか、この一年かけて勉強するつもりでおりますけれども、今のところ一日三時間から四時間放送したいと思っております。特に、日本の実情を知らせるニュースあるいは国会の模様とか、いろいろ動きがありますれば国会中継等も交えながら弾力的に運用しますけれども、とりあえず三時間から四時間放送したいと考えております。

それから、今先生御指摘のアジアにつきましましては、数年前から番組の提供という形で、夜七時のニュース、あるいは衛星第二放送でやっております「トゥデーズ・ジャパン」とか「ジャパン・ビジネス・トゥデー」とかといういわゆる英語版ニュース、これは日本に住んでいる外国人に放送してありますけれども、これは日本語と英語の二カ国語で放送してあります。これを今アジア向

けに一日二時間程度、番組提供という形で十四の国、地域の十五の放送機関に番組発信という形で提供してあります。そのほか、関連団体を通じて、アジア各国に年間一千本以上の番組を無償の提供あるいは有償の販売という格好でやっております。

アジアにつきましましては、先ほどから出ておりますように、国際放送といひますか国境を越えるテレビについての国際ルールがまだ確立していません。そういう面で、これから番組の基準といひますかガイドラインをつくるように努力いたします。

アジアは一つという考え方はありますけれども、他方、文化的、宗教的あるいは伝統的価値観とか、人種、言語、いろいろ多様であります。そういう中でのいきなり映像国際放送をやりますと、日本からのいひゆる文化侵略とか、そういう懸念が表明されますので、やはりアジアに対しては国情なり相手の国民感情を十分に配慮しながら段階的に進めていきたいと思います。

とりあえずはそういう今の番組発信を来年度さらに強化して、段階的に進めていきたいと思います。そういう一つのルールなりあるいはまたアジア各国の情勢の変化等を見ながら本格的な映像国際放送を進めたい、そのように考えております。

○山田健一君 かなり全般的に今御答弁をいただきましたが、前段の部分で、テレビ・ジャパンにある意味じゃ乗せて、今までの経験を生かしながらやっていきたいと。結局、そうすると短波の方はこのままラジオ・ジャパンはずっといくんだらうと思ひます。それから、映像の関係について、今回こういう新たな業務をテレビ・ジャパンを通じてアジアの場合は今お話がありましたように番組提供と。

既存の、例えばテレビ・ジャパンは全部この業務に吸収をしていくのかどうか。あるいはまた、短波によるラジオ・ジャパンのあり方については今回の映像放送によってこれからどうなっていくのか。その辺についての考え方を聞かせたい。

ただきたいと思ひます。

○参考人(海老沢勝三君) 一点目のラジオによる、短波による国際放送は、御承知のように昭和二十七年の二月からもう四十数年やって、かなり実績を上げております。現在、一日六十五時間の放送をしております。二十二の言語でやっております。去年から比べますと五時間ほど時間数でふえております。これによって、短波による国際放送も主要先進国並みの水準といひますか実績に近づいたということでありまして。

御承知のように、百八十数カ国の国がありますけれども、そのうち短波による国際放送は九十カ国でやっております。現在では、NHKはアメリカ、中国、ロシア、イギリス、ドイツ、エジプト、北朝鮮、インドに次いで第九位になっているということでありまして。

そういう面で、国会の決議も踏まえて、年々短波による国際放送を充実しております。そういうことで、この水準は維持していかなきゃならぬだろうと思っております。

それと、二点目のテレビ・ジャパンをどうするかというところでありますけれども、これは株式会社として商業ベースでやっておりますけれども、我々NHKが現地法人に業務を委託して、共存といひますか併存体制で事業を進めたいと思っております。

将来はいろいろ方法があるかと思ひますけれども、この経験、ノウハウを生かしながら、一緒に事業を進めていきたいと思います。

○山田健一君 そこで、今回のこうした新しい国際放送業務をするに当たって、先ほど加藤委員の質疑に郵政省の方から、経費と財源についてということ、まだ確定はされていないけれども大体十億か二十億ぐらいじゃないかというお話があったんですが、この辺についてNHKはどのように見通しておられますか。

○参考人(海老沢勝三君) 経費につきましましては、放送時間数あるいは内容等によって若干変わると

思ひますけれども、今のところ十億から二十億の範囲だろうというふうに試算しております。

といひますのは、今のNHKが総合、教育、衛星第一、第二、四つの波で放送している中から抜粋して、その中のいひゆる外国向けに放送するために割合に経費を安くできるだろうと見ております。将来、これを各国向けに独自の番組をつくりますとかなりの経費がかかると思ひます。ですから、当面はこの四波の中からすぐれたものを編成していきたく思ひます。

それと同時に、二カ国語放送といひますか、各国語放送をしていきますとさらにかなり加算すると思ひますけれども、今のところ十億ないし二十億の範囲で考えております。

○山田健一君 その場合の財源の問題なのでありますが、NHKの場合は受信料ということが基本であります。ラジオ・ジャパンの場合は、これは命令放送との関係もありますが、地方交付金が十八億ですから約百億円ぐらい、九十七、八億ぐらいかかってやっております。今回、どうも聞いてみると、そうした交付金はないのかという感じもしておるんですが、こゝろ辺について、受信料で結局賄っていくという基本的な仕組みになりますね。

そのことについて、海外で情報をいただく受け手の方はそれはなるほど助かるでしょうね。その場合の国内での視聴者は受信料でこれを賄っていくということについて本当にやっぱ理解がいただけなのかどうか。

以前に私は、これは平成二年であります。川口会長の前でありますけれども、当時、これから国際映像サービス、これをやっていくのに資金調達を含めた大変な実施体制をどうしていくのか、これから膨大なやっぱ資金がかかるであろうということで、実はそのときに場合によつては第三セクター的なものを設立して、これからそういうものに取り組んでいかなきゃならぬかなというところで、当時にしてみればいろいろな状況が若干今とは違つたのかもしれないが、それを検討

するといふ、そういう実は答弁もいたしておるわけであります。

問題は、そうしたことから映像の国際放送をやっていくという場合の経費と受信料のあり方、そしてまた、今回どうも法改正で大臣の実施命令が及ぶということになっているようであり、国、NHKとの関係というものが当然出てくるわけであり、これは後で郵政省に聞きますが、NHKとして、受信料との関係でこの国際放送についてどのような考え方を整理をされておられますか、お尋ねをいたします。

○参考人(海老沢勝二君) この経費の問題は非常に大きな問題と我々受けております。いずれにしても、限度があらうかと思っております。当面十億ないし二十億でスタートするわけであり、すけれども、さらにこれを充実すれば五十億、百億になるだろうというふうには思っております。

といふことは、この事業を全世界にネットワークで結ぶということになりますと、先ほど言いました中継機といふものがトランスポンダーの使用料、使用料といふものが、七つぐらいのトロンを借りなきゃいけません。そうしますと百億近い経費がかかるだろうと。それはどの辺に設置するかはこれから各国の事情なり、あるいはそういう衛星放送といふものがトロンをこれから打ち上げの状況を見なきゃわかりませんけれども、いずれにしてもかなり先のことと思ひますけれども、その段階でまた改めてこの事業は考えなきゃならぬだろうと思っております。

しかし、当面は段階的にやっていくために、我々はお納めいただいた受信料の範囲内で運用していった方がいんじやなかろうかというふうには今のところ考えております。どの時期でそれを再検討するかはこれからの運用を見ながら考えていきたいというふうに思っている次第です。

○山田健一君 結局、当面は十億か二十億ということですが、今お話がありましたように、これはラジオ・ジャパンだけで約百億ということであり、ますから、やっぱりこれから将来のことを考えま

すといふ一番大きな問題になってくると思ひますので、今から十分検討いただきたい、このように考えております。

郵政省にもお尋ねをいたします。

今回の法改正によって実施命令が同じく及んでいくということになっておるわけであり、交付金の扱いはどうなっているのか、今回の法改正によつてまた実施命令を出されようとしておるのかどうか、そこら辺について郵政省の考え方を示していただきたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 最初の交付金の扱いはどうなっているのかということですが、交付金の枠組みはまだ予算をとつてございせんし、また七年度向けには要求はできないのではないかなと考へておるところでございせん。

二つ目の御質問のところでございますが、命令を出すのはどうなのかということでございますけれども、今回の映像国際放送というのは短波と違ひまして初めてやるサービスでございますから、これについてはいろいろな実施状況をとにかく把握しなければいけません。その実施状況といふものと何かやることになり、やるというのはいまはNHKに自主的にやつていただくということにベースにして、その中で費用がどのぐらいかかるか、どうやっていくか、短波との関係はどうなるのか、いろいろなことをしながら把握して、さらにこれをどう進めていくかということ考へていかなければいけません。そう考へております。とりあえず命令を出すという以前に、命令を出すといふ言葉はちよつときつうございせんが、命令放送をお願いする以前に実情を把握しなければならぬことがたくさんあるということを申し上げたいと思ひます。

それからもう一つ、費用のことにつきましては諸先生からも実話が出てございまして、交付金といふのがとれば最高だけれども、わき道から何か応援できる方法はないのかというふうなこともございせん。これはよい意味でございせん。変な意味ではございせん。例えば翻訳をする、

そこに何か応援できないかといふいろいろございせんから、そういう検討もしたかどうかというふうなことも含めましていろいろ応援の態勢を考へていただきたいと思つておるところでございせん。

○山田健一君 今おっしゃつたように、言つてみればNHKの自主性、主体性、番組の編集権といふようなものもきちつとやっぱり尊重しながら、そういうたいい意味での対応の知恵をぜひ出していただきたい、こう考へておるわけでありせん。

次に、きようは民放連の磯崎会長さんにお見えたいただきました。ちよつとこの前、森参議院通信委員長も参加をされて第六十九回放送記念日の式典が盛大に開催されました。その席で磯崎民放連会長さんの方からごあいさつがあつたということ、大変いいことが実は報道されております。

NHK、民放はそれぞれ経営基盤は違ひますが、協力して衛星、地上波を総合する新しい放送秩序を築いていきたい旨の、趣旨としてそうだったんだらうというふうに思ひますが、最近の民放連とNHKとのそれぞれの立場を踏まえた対応といひますが、そういう状況はそれなりに私も敬意を表しております。そういう意味で、民放連の会長として、NHKと場合によつては協力をしながら衛星、地上放送を総合的にこれからの新しい時代に対応していきたいという趣旨の御発言をいただいております。

そういうことこれから国際化、衛星新時代、そういう状況に向けてこれから取り組まれますという決意なり、この場でおっしゃつたイメージは、新しい放送秩序というふうなことを御指摘いただいておりますが、どういふ具体的な中身を考へておっしゃつておるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○参考人(磯崎洋三君) 私どもは一般放送事業者、民放でございせんけれども、先生御指摘のとおり、私どもは民放連として、戦後、NHKと民間放送の併存体制というものはまさに世界に冠たる放送体制であらうと。そして、その併存体制の中

で、NHKは聴視料、そして私ども一般放送事業者は広告収入を主たる財源としてそれぞれ経営をしてまいりました。放送としての社会的な役割をそれぞれ協調し合ひながら果たしてまいつてきたというふうな考へておる次第でございせん。

そして、まさに今マルチメディア時代、また国際化の時代といふふうな言われております。私どもも地上波を中心にしてNHKとのメディアの保有のバランスといふものを十分にこれから考へながら、衛星放送への受け入れへの参入といふようなことも私どもは強くお願いをしていこうと思ひます。

そういう意味で、私どももこれからの国際映像を通じての国際化に対して極めて具体的にその事業化について検討をしてまいりたいというふうな思ひますし、それからその可能性が出てきたところで積極的に日本の情報、日本の文化といふものを世界に向けて発信するチャンスは大いにこれからは具体的な形で私どもも検討してまいりたいというふうな思ひます。次でございせん。

○山田健一君 ありがとうございます。

もう時間がありません。最後になります。これは実はきようの新聞であります。一面に「電話など参入規制撤廃 行革推進本部原案」ということで大きく取り上げられております。これは電気通信や放送にかかわる規制緩和を中心にした報道なのでありますが、特に放送の関係で言えば、マスメディア集中排除原則の緩和、通信と放送の融合への対応、放送免許にかかわる規制の緩和等も含めていろいろ指摘をされております。

今までどちらかというところ、ややもすれば規制緩和の問題、とりわけ郵政省の場合にかかわる問題については去年から私ども一連の取り組みをして、やっぱり緩和をすべきところはすべきであるといふことで、我が党も部会の中で規制緩和と小委員会を設置して今取り組んでいるところであります。

今回示されているのは、言つてみればかなり前進的な思ひ切つた緩和措置も含まれております。

れども、放送にかかわる分野で「郵政省は強く反発」と新聞の見出しに出ております。これについての見解、それから今後この規制緩和に取り組んでいく基本的なスタンスというものを示したい。だきたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) けさの新聞の記事につきまして、私はこれ自身全体をコメントする立場にはございません。

ただ、ちょっと放送についての話を申し上げる前に一つだけ事実を申し上げていただきたいと思ひますが、現在、情報・通信作業部会で六月末の取りまとめに向かつて取り組んでいるところでございます。そういう意味で、これにつきましては現段階においてはコメントを差し控えていたと思ひます。

ただ、この新聞記事が本当に事実そのとおりなのかどうか、正確なのかどうか、あるいはこれに書かれている言葉遣いも、何かいろいろ書いてございしますが、これがいいのかどうかというように、ことにつきましてもいろいろ意見はあろうと思ひます。

また、原案という言葉を使つてございしますが、本当に原案なのかどうか、原案の意味はどういうことなのかよくわかりません。原案という言葉は、何かいかにもそういう取りまとめがあつて、それに対して抵抗すると抵抗する側が悪い印象を与えるような書きぶりでございますから、そういう意味でもこういう言葉遣いのかというように疑問はあるんですが、そういうことのコメントは一切私言いませんで、一切のコメントは控えていただいております。

そこで、集中排除のことだけについて触れさせていただきますと、我々は情報・通信作業部会に對しても、現実過去においても一つのことをやつております。

一つは、集中排除についてはいろいろな段取りでやつてきました。そのことを細かく申し上げるのもちよつと時間がございせんが、例えばCS放送においてチャンネルを一人一じやなくて二ま

でいいですよとか音声だったら六チャンネルまでいいですよ、いろいろやつてまいりました。それから、衛星の多重放送については、そういうのを排除する、集中排除要らないというようなことをやる、原則を当てはめないと、いろいろなことをやつてまいりました。

さらに、これからのいろいろなメディア特性に際しまして、また地域の特性に際して、今まで集中排除でだめと言つていいる部分も何かできるようにしていかうじやないかという基本的なスタンスで仕事を進めておりますし、この情報・通信作業部会にも対応しているところでございます。

というところが先生の御質問に対する我々の基本認識と御理解いただければありがたいと存じます。

○山田健一君 終わります。

○及川一夫君 同僚の山田議員が放送法関係をやりましたので、私の方からは電気通信事業法並びに電波法の問題を中心に進めさせていただきま

す。まず、電気通信事業法の改正として提案されている内容の問題なんですが、ちょっと見ただけでは外国人が参加することだけのよう映るんですが、したがつて、法改正の内容を次のように理解するが、それでよろしいかということをまず聞きたいと思ひます。

それは、国内外の非インテルサット、つまり別個衛星、この衛星通信事業者が国際通信分野にも参加することができ、参加させる、参加できないというものを排除するということが一つと、ただし公衆網への接続はさせないという内容になっておる。国際専用線だけの国際通信分野への参加である、こういう提案だと私は受けとめました。それでよろしいか。

○政府委員(松野泰樹君) 御説明申し上げますと、詳細申し上げるいろいろなあるんですが、結論的には今先生御指摘のとおり御認識でいいと思ひます。

ただ、その中で国内衛星通信事業者が国際通信

分野に進出できるという部分は、法律改正部分でなくて運用改正でやるということだけつけ加えていただきたいと思います。

○及川一夫君 本来、法律としてやるべきかやるべきでないかは施行規則との関係ですから、何となく運用で改正する面と法律で改正する面と二つあるわけですが、だから、要するに法律行為が行なうでないかというものを別にして、意図している内容とはいう意味でお聞きしました。

そのことをまず確認した上に立つて、先ほども自由民主党の岡さんが指摘をされておりました。公衆網への接続の問題、非常に私は重要な問題ではないかというふうに思ふんです。

まず一点は、国内における公衆網から専用線を通つて公衆網に接続できるというのは大体いつから郵政省は考えておられるのか。国内線の問題、それをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(松野泰樹君) 国内部分につきましては、公一専あるいは公一専—公でもよろしうございしますが、この問題につきましては、これは先ほども御説明申し上げましたように、関係事業者の方々から慎重にヒアリングを現在行つてい

るわけでございしますが、この専用線を太東で借りている方が公衆網と簡単に接続することによつて安い電話料金で提供される、そのこと自体は大変結構なようでありまして、全国あまねくネットワークを引くというふうな観点から見てまいりますと、大変これは問題があるのではないかと御指摘を院からも附帯決議の中でいただきました。

それらも踏まえて、今までそのような運用で事業者が行う契約約款を認めてまいつてきておるわけでありまして、この段階になりまして、これは市内料金の問題の議論が始まつていることも一つあります。と同時に、専用線の料金もその後相

程度変化してきているということもあります。そ

れから何といひましても接続には必ずアクセスチャージ、接続料というものが伴います。

この辺の事業者間の話し合いがある程度道が開けてきた、まだ完全ではございせんが道が開けてきたということもありまして、この公一専について大変利用者の方からニーズの大きい問題、要望の強い問題でありますから、ひとつこの際真正面から取り組んでみようということで現在検討をしておる段階であります。

○及川一夫君 それで、国内の問題はこれからということになるんですが、従来は外国の通信衛星事業者が日本に映像なり通信を行つてくる場合にはKDDというものを通して公衆網につながる、こういう形のものでした。今回の法改正あるいは運用の改正ということになりますと、当然KDDを通さずに、直接通信衛星の事業者の無線局を通して日本におりる、あるいはアメリカに送ることができ、こういうことになるというふうに私は理解をいたしておるわけですが。

問題は国内でも公一専—公、公衆網への専用線からの接続ということが現実的な問題になつてきているということになれば、国際専用線を使つて、それでいわば公衆網への接続は技術的に可能だという前提に立つて受けとめていかうかということをお聞きします。

○政府委員(松野泰樹君) これはもう先生御案内のように、今回の別個衛星によりましてサービスにつきましては、公衆網との接続のない形で専用線サービスに限定するというようにしていただいております。

仮にでございますが、仮にこの公一専あるいは公一専—公が一般的に開放されたとして考えましても、別個衛星につきましてはインテルサットとの調和の関係がございまして、これは大変重い課題であると私受けとめておりますが、この関係から別の取り扱いとする必要がありまして、公衆網を経由する国際通信は可能とはならないというふう

に認識しております。これはもちろん政策判断の問題であります。国際的な各国の認識も含めて

こういう認識が現状の判断でござります。

○及川一夫君　そこで局長と意見の対立というか見解の相違とかいうものが出てくるわけなんです。日本の電信電話事業というのとはどちらかというとアメリカの電気通信事業に追いつけ追い越せというような形のものがあったし、同時に日本の経済とか産業界を終戦のあの荒廃した中からいかにして立ち上がらせていくかという点では、やはりかなりアメリカの電信電話事業というのが見本というお手本というか、そういうふうになつてきた経緯があると僕は思ふんです。

ところで、その公衆網への接続の問題は、既に一九八四年十一月二十八日に当時のシュルツ国務長官、商務長官連名でもって、百回線と限られてはいるけれども、公衆網への接続を許している経過が実はあるわけです。

そして、最近になって、一九九一年の十一月二十七日に、これは当時の国務長官のペーカーさんと商務長官のモスバックさん連名でもってFCCに対して、衛星を通しての公衆網への接続問題について国家的に利益になるという前提で全面開放の問題を要請しているわけです。

そして、一九九七年の一月までに全面開放ということとをFCCとしても検討してほしいということとを要請し、そしてFCCは一九九二年三月に、公衆網への接続を一九九七年一月までに自由化するという旨の決定を行っていることがITUの研究雑誌ですか、一九九二年八月の雑誌にコメントが出ています。

ですから、今提案されている法改正によって国際通信への衛星通信事業者の参入というのが実現すると、必ず公衆網への接続というものは現実的な課題になつてくる。確かにECC関係は今のところないかもしれませんが、あなたが言うとおりでないかと思ふ。しかし、アメリカでは既にそこまで進めようとしている、着々と準備が行われているという現実が報告されているわけですからね。局長程度の答弁で終わらせておいていいのかどうかというところは郵政省としてあるんじゃないかという

気がしてならないんですが、いかがですか。

○政府委員(松野壽樹君)　現在、事業者の方からヒアリングをしておるといふことを先ほど申し上げましたが、これは当然国内の公専問題だけではなくて国際の公専問題も含めていろいろ事情を伺つておるわけです。

先生御存じのように、従来から国際間の公専問題はいわゆる国際V.A.N.の開放ということで議論されてまいりました。国際V.A.N.につきましては、アメリカの例では、日本のように事業者を一種事業、二種事業という区分でなくて、基本サービス、高度サービス、付加価値サービスと言つてもよろしうござりますが、こういう分け方をしておりますので、少し事情が違う点もあるわけでありまして、いづれにしても、例えば電話、音声以外の面につきましてはデータその他は逐次開放してまいつておるわけでありまして。

ただいま私どもが取り組んでおりますのは、一般的な形で国際V.A.N.の公専問題、専用線の公専接続の国際V.A.N.であります。これについては今相当詰めた検討をやはり国内と同じようにやっていきたいという覚悟ではあります。

ただ、衛星分野につきましては、先ほど申し上げたように、少し特異な状況は、今のインテルサットとの関係で特に音声級の公専問題についてはどうであろうかという点が少し別個の議論として残るのではないかと。私個人の政策判断として、これが未来永劫絶対かどうかということではございませんが、当面は少し一般の国際V.A.N.の公専開放問題とちよつと区別して扱う必要がある国際的な政策課題かなという認識で申し上げます。

なお、ちなみに一言付言しますと、現在の国際通信はだんだん光ファイバー網が整備されてまいりまして、過半数は光ファイバー経由で国際通信が行われておるわけでありまして。衛星の分野はもちろんだ大事な分野であります。また衛星の特徴も光ファイバーと違った特徴が十分あるわけで、利用が進んでおるわけでありまして、国際通信の全

体の中に占めるシェアというのは光ファイバーに比べて低いシェアになつておるといふことも申し上げておきます。

○及川一夫君　いづれにしても、全然論外ですという形のものはならないだろう。同時にまた、いろんな問題点、おっしゃるとおりでございますから、我々もいろいろ模索をしなければならぬ問題があるなということですし、そういった点を十分ひとつと念頭に置いて検討したいということをお願いしておきます。

それで、郵政大臣、とにかく今電気通信網というものを利用して、産業、経済はもとより、個々の国民の生活に結びついて利用されていくという時代になつてきたわけですね。今までテレビ計画、百二十七の地域の指定、そして稼働しているのが百二十五地域で三百五十四システムも動いているというふうになつておるわけです。

通産関係で言えばニューメディア・コミュニケーション構想というのがあつて、九十九の地域、そして三百を超えるシステムが稼働している、こんなことも言われているわけです。そして、これが深からうが浅からうが通信ネットワークというのが機能している、こういう状況。

そして、今国会では盛んに言われているマルチメディアの問題も登場してくる。そして、新聞紙上をにぎわしている簡易型携帯電話の登場という問題も出てくる。それで、国際通信の参入問題としては衛星通信事業者が参入してきて、やがて局長が言う問題点が整理をされて、そしてアメリカで実際に公衆網への接続ということになつてくる時代等を考えると、我々が法律ということでは根拠にしている電気通信事業法とか有線電気通信法とか電波法とか放送法とか、こういったものについてはかなり整理をしなければならぬ問題が出てくるんじゃないかということを感じるのであります。

事業法第二条の定義的というところすべて入っているように思われるんですが、非常にわかりにくいですね。国民の生活に直結するような電気通信事

業の展開ということになれば、法律自体ももう少し現状が素人わかりするようなものに変えていかなければいけないんじゃないかなということをつくづく私は思ふのであります。

したがって、必ず全面見直しの時期が早晩来る、こういうふうには思つていますが、郵政大臣いかがですか。

○政府委員(松野壽樹君)　最初に私の方からちよつと説明させていただきます。

大変御示唆に富んだ御指摘であるというふうに思いますが、これからマルチメディア時代に向かつて生じてまいります、もう少し直結した私どもの心構えといたしましては、恐らく画像通信が中心になる時代が来るであろう。今、画像といいますと放送系に限られておりますが、通信の中でデータベース等が構築されて自由にユーザーから引き出せる、双方向で引き出せるというふうな形で、そうしますと現在の通信法あるいは放送法のそれぞれの分類だけでは済みませんで、やはりそれが融合した形の法制度というものがいづれか必要になつてくるのであります。

これは五月三十一日の電気通信審議会の御答申の中にも触れられているわけでありまして。第七章でアメリカでも通信・放送の融合型の制度を新しくつくつたらどうかという議論が今起きておるような感じがしています。

ただ、これはお言葉を返すわけではありませんが、通信の秘密という法益を掲げております通信事業と、それから情報をあまねく提供するというわけでありまして、逆に公序良俗等の問題もあるわけでありまして。また、番組編集の自由という問題もあります。この放送事業の本来の姿といえますが、この必要性というものは、またその性格の違いというものはやはり私は二十一世紀になつてももちろん残るものであらうと。

ただ、先ほど申し上げましたように、非常にネットワークが高度化して、同時にソフト提供の産業そのものが通信事業者であるか否かを問わず大変発達してくるといふ世の中になつてまいります

と、新しい仕組み、従来我々はやむを得ずこれは通信であるか放送であるかという解釈を日常の行政の中でどうしてもやらなきゃいけなかったわけですが、通信放送というのか放送通信というのかは別にして、むしろ融合した形のサービスの確に行政も対応できるような仕組みを検討していかなくちゃいけない。恐らくその段階では、例えば通信料金も画像通信ということになりますと革命的な料金体系が出てくるような感じもしております。これは、私どもの行政が後追いでおくれ過ぎないように、今の段階から一生懸命勉強してまいりたいというふうに考えておるところで、またいろいろ御指導をよろしく願います。

○及川一夫君 郵政大臣、どっちにしても電気通信関係というのは前に進むことばかりであって、後ろに後退するということはないわけですよ。だから、かなり僕らの頭も前へ前へというふうに進めておかないと、今のようない問題が出て来ないかな議論の展開が難しくなるということなので、僕は郵政大臣に別に注意、勧告申し上げているわけじゃないんだが、そういう時代に入ってきたということだけはひとつ認識を持ってもらいたい、それで電気通信事業上の指導をしてもらいたい、こういうふうには私は思っています。

それで、時間もありませんから、私、最近のいろんな雑誌を見ていて、モトローラ問題というのは一体何だということが非常に問われているわけですよ。

最近の雑誌に、月刊テレコメントという薄い雑誌ですけれどもありまして、ことしの三月号に、「移動通信摩擦 米国側の要求に屈したIDOの無念」ということが非常に詳細に書かれているわけですよ。

これは、国内外、どなたが読んでみても、これが事実だとすれば批判が起くるのは当たり前だということ、こういう事態について、神崎前郵政大臣は十五分間のアメリカの政府の代表との交渉で終わってしまったと。郵政大臣ですから、最後の最後ですからそういうこともあり得ますから、

別にそれを非難しているわけじゃないんだけれども、問題はやはり内容なんですよ。しかも、モトローラ方式による日本政府との交渉、包括協議、この方法が一番いいと、日本には一番きくという一つの方程式を与えたのは郵政省だということにも実はなっているわけなんですよ。

今、規制緩和の問題がかなり政治的な問題になつています。確かに緩和しなければいけない。そういう中には通信機器というのも大きな課題としてあるわけだし、魅力のある市場としてIT&T自体が政府の副大統領のところにかなり足を運んでいろんな画策をしているというふうなことが報じられ、あるいは自動車業界、デトロイトにあった本部をわざわざワシントンに持つてきて、それを広く内外に誇示するというか紹介するというか、パーティーなどをやって、そして政府に対してさまざまな問題を持ち込むということにどうもなつたようであります。

その背景には、モトローラ方式による日本政府に対する交渉形態、これをやるのが黒字解消にもなるし、アメリカから見ても赤字解消にもなるし、こういうような発想が横溢しているというふうに私は聞いています。また、物の雑誌によくと、そんなことが報じられている。したがって、ここはひとつ我々も過去を振り返りながら、やはりこういうことは許してならないんじゃないかというところを実は強調したい気持ちでいっぱいなのであります。

郵政省からもいろんな資料をいただきました。これにはうそ偽りはないだろうと思う。例えば、モトローラの提案自身について、基地局の数まで入っています。百五十九局というのが入っている。従来の価格でやれというところも要求になっている。それから、四十五日以内にIDOという会社はモトローラに発注しろと。そして、十二月以内に受け取れというわけですよ。ちゃんとつくって送るから受け取れということ。さらには、受け取り後三ヶ月以内にサービスを開始しなさい。そして、収容可能加入数は四十五万端子ということに

どうもなつていようですが、加入者の数は四十五万。その二分の一、二十二万五千の加入者が使う端末機を四十五日以内に発注しろと。そして、十八ヶ月以内に供給をするから受け入れろということまでこの中に書いてあると私は見えています。実際に書いてあるわけですよ。そうして、これは一体どういう性格を持つのかということが一つ問題になりますよ。

さらには、「我が国政府は、以下の措置を講じる。」というところになっておりまして、「IDOの計画の達成をモニターし」ということですから、我々流に言えば検証しなさい。そして、「最後まで見届ける。」という言葉が使われている。要するに責任を持つということでしょう。これは、それから、「IDOの計画の実施状況を評価するために、四半期ごとに」報告する。それこそ三重、三層じゃないかというふうなところ。さらには、「問題が生じた場合には、計画遵守を確保するために、全ての可能な措置を講じる。」と、こういうことも約束されている。一体これはどんな意味を持つんだらうか。さらには、「許可、免許、認可手続きを迅速に進める等の措置を講じる。」というところも約束をされている。他の企業から見たらまさに特別扱いですわな。

しかも、「全ての可能な措置」ということは一体どういうことを郵政省はやるかとしているんだらうか。計画がうまく進まないということになつたら、どういふことをやるかとしているんだらうか。融資でもするんですか。融資をするために郵政省は動いてあげるんですか。

実際問題として六百億の投資額がかかるそうです。当初予定したのはIDOの会社では二百七十億の投資なんです。それがこの要求を満たすことによつて三百三十億の過剰投資になるわけですよ。だから、それはIDOという会社の生死に値するぐらいのものがあるし、それは郵政省黙って見ているわけにいかない。何かやってあげないと、うんと言わないということになるから、一体どういふことがあるのかということなんかについて物

すごく私自身は疑問だらけなんです。モトローラという会社は通信機器メーカーです。IDOというのはいわゆるソフトの部分であつて、通話機械的なつながりという意味で、提供してお金をもらっているという関係なんですから、それこそメーカーとの関係で言えばIDOという会社はお客さんで、メーカーであるモトローラはそれこそ業者でないかと。業者がお客さんに押しつける、押し売る、こんなことを郵政省が認めたということになりますと、これはほかに影響を与えますよ。包括協議はまだあるんですから、これから。

そういうことを考えると、むしろ反省した上に立つて、今後通信機器の問題がどんな来ますから、僕はやってもらいたいと思うんですよ。やってもらいたいと思うが、こういう形態で日本の事業がやりたいほうだけにアメリカからやられるということについては一体いかになものかという疑問を持つものです。時間がありませんから一応見解を申し述べただけにとどめますけれども、自後の事態の発展に従つて私も意見を申し上げていきたいということでもあります。

この点、郵政大臣、御感想持っていますか。○国務大臣(日笠勝之君) 先生御指摘のとおり、本来、民間企業同士間での問題でありますこの件に関しまして、日米政府間の重大問題、こういうふうなされたことについては疑問なしとはいいたしません。しかし、最終的には民間企業間の問題点という原点に戻りまして、民間企業間の真剣な話し合いが行われた結果、IDOとモトローラ社間での合意がなされたということはそれなりに評価をすべきであると考えております。

今後は、これを機により一層円滑な意思疎通が図られまして、信頼関係が醸成されることを期待しておるところでございます。

○委員長(森嶋子君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(森嶋子君) この際、理事の補欠選任に

ついでお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(森幡子君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に陣内幸雄君を指名いたします。午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(森幡子君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案及び放送法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下村泰君 現在審議されております法案に対して私は何にも異議はございません。賛成の方の立場です。ついでと言つては何ですけれども、アマチュア無線のことについてちょっと伺いたいと思います。

アマチュア無線の技士免許について伺いたいんですが、現在、電波法四十二条の三号、無線従事者規則の四十五条の第一項の二号、三号、そして第二項において障害を持った方の免許取得を制限していますが、その内容と科学的根拠と理由をお示し願いたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 一般的に申し上げまして、アマチュア無線に限らず無線従事者の免許につきましては規定しておるわけでございますが、適正に無線設備を操作するための知識、技能を有する者に与えられることとあります。先生ただいま御指摘の条項の中で、「著しく心身に欠陥が

あつて無線従事者たるに適しない者」は電波法の規定により免許を与えないことができるといふうにされておるわけであります。

そこで、アマチュア無線の関係であります。昭和三十年代から四回ほど改善されてまいつてきております。現在の規則といえますが、第一級から第三級のアマチュア無線技士、この第一級から第三級はいわゆるモールス信号を扱う関係でございます。電波の送信力の強さで級を分けてございまして、この方々の資格は聴覚障害のある方、耳の聞こえない人は取得できないというふうにされております。この点の決まりにつきましては、国際条約の規定によりましてモールス符号の受信能力が必要とされるということを受けての規定でございます。

それから、第四級アマチュア無線技士という制度がございます。これは電話級でございますが、この資格につきましては視覚障害と言語障害がある方は取得できないというふうになっております。これは無線電話あるいは表示画面のある通信設備を扱うということから事実上操作が不可能ではないかということで、こういう規定になっているところでございます。

現在のアマチュア無線の資格取得に対する根拠とその背景あるいは理由は以上のとおりでございます。

○下村泰君 ところが、こういったことに関しまして障害者の方々はそれぞれに御自分で工夫をなさつていらつしやるんです。

この方はお名前を伏せてくれというので特に申し上げませんが、まあAさんとしておきましょう。この方はお年が四十八歳なんですけれども、六歳のときに中耳炎になつたんですね。その後、病状が悪化して全く聞こえなくなつた。

この方は昨年十二月に三級のアマチュア無線技士に挑戦した。この試験はモールスです。モールス通信の実技試験があるため、通常ならば耳が聞こえないためにあきらめてしまふのではあります。が、これに果敢にチャレンジしました。Aさん

はモールス信号の受信はこんなやり方をしているんです。モールス信号の音を振動にかえる装置を使用しておるんですね。指でその振動をとらえるわけです。これをやりますと完全にモールス信号をつかむことができるわけです。

試験官の用意したテープレコーダーの前に着席して、おもむろにそのシステムを取り出したところが、試験官は、それは何ですか、この試験は耳で受信する以外には認められません。こう言われまして。やむなく装着している補聴器を使い、テープからの音をかなり大きくしてもらつてモールス信号を受信したんですが、だめですわな、これは。殊にツ・トン・ツ・ツの符号の切れ目、これがよくわからないんです。それで無残な結果になつて、振動による受信だったら十分にモールス信号を受けることができた、こういうことなんですね。

いずれにしても、聴覚障害者がこのように指先で受信しようとした例はないので、早急に従事者規則を改正して、多くの障害者に対して挑戦の機会を与えてほしいというのがこの方の願いなんです。これがまず一つの例です。

その次に、北大の先生で伊福部さんという方がいらつしやるんですが、この方が、人の聴覚と指先の感覚における情報処理メカニズムの基礎的研究を通じて、我々は指先の感覚を介して音声情報を伝達させる触知ボコーダを約十六年ほど前に開発し製品化に成功している。この触知ボコーダは札幌聾学校で一年間にわたり聾児に使用され、そのときの様子は、それこそ川口さん今そこにいらつしやるけれども、NHKのドキュメンタリーテレビの番組で「指で聞いたアイウエオ」というタイトルでNHKはやっておるんですよ。こうして放送されております。

我々の触知ボコーダは、音声のスペクトルパターンを二百五十ヘルツという低い音から四千四百ヘルツという高い音までを十六段階に分解して、指先に装着した振動子アレイを通じて振動パターンに変換するものである。この先生は、音

刺激、音の刺激というものは聾児にとっては振動としてつかまえることが可能であると。

そして、この聾学校の子供たち、四人の聾児がおるんです。このときに、この触知ボコーダによる言葉の学習に参加したわけです。そして、初めて振動子に触れたときに、四人の聾児が、触知ボコーダによる言葉の学習に参加してこの方たちがどう答えたかという、初めて振動子に触れたとき、聞こえたと、つまり振動子に触れて音が聞こえるという表現をしているんです。だから、いかにこれがこの方たちにとって音と同じような作用をしているかということがこれをもつてわかるわけです。

それから、これは聴覚障害者でもって組織しているアマチュア無線士なんですけれども、病気で聴力を失つた神戸市の男性の場合は、ヘッドホンをつけてモールスの音を低い周波数にかえて受信し、富士市の男性は符号をブ라운管上に表示する方法で受信している。

それから、NTTにお勧めになつて、アマチュア無線歴が三十年でございます馬塚さんという方がいらつしやるんですね。この方は元NTTのエンジニアです。この方は、パソコン、ファクスのようなデジタルな通信も手がけるが、モールスを主な手段にしたのは、音を振動にかえ、指先などで感知するという方法が、酷使しがちな耳や目に無理がなく、健康者とのハンディがない、世界に通用する、こういうことをこの方は言つておるわけです。

こういうふうな、この方たちの実績を目の前にさせられますと、果たして今までの法律でこんなふうに取り締まつていいのかわかると、規制していいのかわかるといふふうに考えられるんですけれども、改正する考えはありますか。

○政府委員(松野春樹君) ただいま先生の具体的な事例の御紹介で私自身も大変勉強になりました。過去四回、アマチュア無線関係の技士につきましては一般の無線従事者資格と別に緩和してきたと

いうことを申し上げましたが、一番新しい改正は昭和五十七年になります。先生の御指摘もあり、私もともいたしましたが障害のある方々から直接ひとつ要望を聞く機会を持ちたいというのが一点であります。

それから、なお諸外国の状況、あるいは最近特に注目されております、障害者支援器具と言われているようにありますが、先生も今お触れになりましたけれども、特に聴覚障害の分野で著しい進歩があるようでありまして、骨伝導というふうな言葉もあるようでありまして、音を振動にかえて骨とか皮膚等の感覚で認識するということが随分研究されておるようであります。また、音を光にかえて視覚で認識するというふうなこともあるようでございます。

一般の加入電話の福祉関係器具につきましては、NTT等も相当一生懸命努力しまして、福祉関係の器具を開発し、あるいはいろいろな措置を講じてまいっておりますが、このアマチュア無線関係につきましては、私自身も改めてよく勉強し、また検討してみたいと存じます。

それから、なお国際条約の関係に一般的な無線技術者の資格の規定がございますが、こういう国際的な関係で今後どういうふうになっているのか、やはりこれは問題提起としてひとつ私ども認識しておきたいと思ひますし、身体障害者の方々のための器具以外に通信技術というのが日進月歩でありますので、こういう無線設備そのものの操作性の向上の問題等もあわせて、十分念頭において改善すべきものがあれば積極的に改善してまいりたいという心境でございます。

○下村泰君 時間があともう何分もございませんけれども、とにかくこういったほかに、北大の伊福部さんもこういうことをおっしゃっているんです。

現在、電気通信術、モールス通信で行っている音響周波数八百ヘルツを、聴覚障害者の場合、低い音、例えば二百ヘルツとしたらどうか。これは、聴覚障害二級、三級の方の聴力測定によると二百

五十ヘルツの測定でほとんどの方が八十から九十デシベル程度で感知していることが多い。このようにするとモールス符号が受信できると思われる。これが本当に聴覚と言えらるかどうかは大変疑問である、こういうふうにおっしゃっているんです。

ですから、今局長がお答えくださったので、まああれこれ大丈夫かなと思ひますけれども、今度の法改正で果たしてこういうことが緩められるのかどうか。それから、これについて大臣からも一言お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野春樹君) 私の方からお答えいたしますが、アマチュア無線技士の関係で、モールス符号関係で第一級から第三級という方がいらっしやいます。この分け方自身も少し検討してみたいというふうな事務的には考えております。

今、ここで法律改正そのものにつきましてはまだ御確約を申し上げる段階ではありませんが、先ほど答弁いたしましたように、十分前向きな姿勢でいろいろ勉強し、それから検討を積み重ねてまいりたいというふうな存じます。

なお、現在の状況ですが、モールス関係の第一級から第三級までのアマチュア無線の資格者のパーセンテージが大体八〇程度、それから第四級の資格者の有資格者が九二程度となっておりますが、まだまだモールス信号によつてアマチュア無線の交信を行う方々も相当数おられるということとは十分認識させていただいております。

○国務大臣(日笠勝之君) 委員の平素からの障害者に関するいろいろな御提言等、敬意を表する一人でございます。

障害者の方々の社会参加ということは非常に大切なことでございまして、ハードの機器の開発が今非常に勢いで進んでおります。

先ほど局長も申し上げましたように、NTTの加入電話につきましても骨伝導という、耳の悪い方には骨を通して話ができるとか、また目の悪い方はフラッシュをたいて電話が鳴っているということをお知らせするとか、いろいろな機器が開発

されております。いわゆる障害者支援機器でございますが、それらを御案内いたしまして、今後前向きに改善をするよう取り計らっていききたい、かように考えております。

○下村泰君 せっかく川口さんのおいでになつているので、確認だけしておきたいんですけれども、NHKさんにはお百度参りして文字放送その他で大部分無理を願ひました。障害者のためには大変協力していただいておりますので足を向けて寝られませんかけれども、この間お約束した文字放送ですけども、どのくらいこれからふえていくか、これをまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、この間、孫にも言われたんですけれども「おかあさんといっしょ」という番組がある。あの番組は比較的健常者のお子さんたちはよく出ているんですけれども、あの中に例えば車いすに乗った子供であるとか、あるいは知的障害を持つた子供たちの出ている姿を見たことがない。まさか選定してその子たちを出すというわけにもいかないでしょうけれども、何かそういった意味で、そういう方たちと同じようなレベルの番組を見せたい、あるいはということも必要ではないのかなと。

この二つだけお聞かせください。それで終わります。

○参考人(川口幹夫君) 視聴覚障害者に向けてのテレビ放送というのは、私も前から非常に熱を入れて前進をさせてきております。去年からことしにかけても番組をふやしたり時間をふやしたりしてやっておりますが、今後とも拡大していく方向という姿勢は変えないつもりでございます。

それから、「おかあさんといっしょ」、これは昭和三十四年からのいわゆる長寿番組になりましたけれども、非常にたくさんのお子さんが出ていたでいて、また御家族と一緒に楽しんでもらっております。

この番組の出演者の募集に当たりましては、障害者だから云々ということは一切制限をしたり区別をしたりすることはないと思ひます。今までも全く自由に応募してもらっているわけですが、残念

ながら今まで余り回数がなかったということでございます。そして、それでもダウン症の子供さんとかあるいは血液がん、聴力障害、心臓障害の幼児の方が参加されたというケースもあることはあるんです。ですから、全くNHK側では区別をしないで、できたらそういう方の参加がほほましい例として見られるようにしていきたいと思ひます。

○下村泰君 ありがとうございます。

○田英夫君 放送法の一部改正の中の問題を一つに絞りました。伺います。

改正法の第五十二条の二十七というところに受託内外放送の放送番組の編集準則をつくるということがあつて、内容はもう御存じのとおり、国際親善ということと、「外国との交流が損なわれることのないように、当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならぬ」とあるわけですが、大変結構なことだと思ひます。これはどういうふうな目的かというのか、意図でここに入っているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(江川正治君) 先生、今御指摘でございます。五十二条の二十七にどういふことが書いてあるかということとは省略させていただきますが、いづれにいたしましても、諸外国の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮するよう業務づけているというところが五十二条の二十七でございます。

このことは、民放事業者の映像国際放送の内容が仮に外国の社会慣習とか価値観等にとつて受け入れがたいものがあつたりするような場合には、その国からの反発を招くことが懸念されるわけでございます。そのことがひいては深刻な二国間の国際問題にまで発展するということもなきにしもあらずと思ひますので、そういうことがないよう

に、よいと思つてやつたことがかえつて国民に不利益をもたすというのではないように、不利益を及ぼすことのないようにしようという意識、意図、目的を持ってこういう規定を設けた次第でござ

ざいます。

○田英夫君 よくわかるんですが、例えば現実にはゆる民放が委託して海外放送をやったと。その番組の中にある国の皆さんの感情を害するような内容のものがあったと。最近も一國の法務大臣が南京大虐殺はなかったというような発言をされて大問題になったということがある。大臣が言われるぐらいですから、一般の皆さんの中にそのような考えの方があることも事実だし、また国会議員の中にほかにもおられることも事実であります。

したがって、放送のディレクターの中で不用意にそういうことを、相手側の外国の国民の皆さんの心情を配慮しないで放送してしまうということがあり得るということでも、そういうのが入っているんだと思うんですが、もしそういう放送があった場合は郵政省としてはどういうふうに対応されるんですか。

○政府委員(江川晃正君) 先生、今例えはということでお話ございました永野前法務大臣の話につきましてはここでは触れずに、一般論として触れさせていたきたいと思います。

番組内容につきましては、基本的には放送会社が自主的、自律的につくり、放送するということがベースになっているところでございます。そういう自主、自律にゆだねるというのがまず郵政省の基本でございますが、仮に国際親善を損なうような放送、そう決めるかどうかは別として、そのような声が上がってくるような放送が行われた場合には、郵政省といたしましてはこの五十二條の二十七の規定の趣旨に沿うようにやってくれと。それから、あるいは番組審議会の活用などをして、より一層この趣旨に沿うような放送をしてもらうよう放送事業者に求めていくということにしたいと考えているところでございます。

○田英夫君 大臣、私はこの二つの法律案に反対をして言っているのではないのです。今度、こういう対応をされるということはまことに結構だという大前提の上で申し上げているのですが、同時

に一つの心配としてこの問題を取り上げたんです。今の局長の御答弁の中で、大変慎重に、そういう放送がもし行われた場合にはこの規定に従って当事者に要請をするというような意味の答へがあった。

皆さんお若いから戦争中のことを御存じないでしようけれども、NHKを含めて、当時はNHKのラジオしかなかったわけですが、いわゆる日本の戦争遂行の宣伝機関になったわけなんです。私のいた共同通信も同盟通信という名前で、いわゆる国策通信社という形でそういう報道をどんどん流した。あの当時のことですから、ある意味ではそれは当然なんですけれども、しかし戦争中はともかくとして、今の時代に日本政府の意図をプロパガンダするようなことだけが行われているということになると、これはかなり問題だと。さっきのようなことは一つの事例です。

例えば、今度の北朝鮮の核の問題でも、私は放送を聞いていて、核疑惑と表現をする放送局は、ああ、これは一方的な立場に立っているなとすぐには思います。ある放送局は、北朝鮮の核問題、こういうふうに言う人は、私は、うん、この人は公正な立場に立っているなと。私は北朝鮮にも何度か行っておりますし、この問題についてはかなり一つの知識を持っているつもりでいるんですけれども、今一般にNHK、民放で放送されているあの問題の内容というのはかなり一方に偏っている。つまりアメリカ側の情報に偏っている。

そう思っただけでクレジットをもらいになるとおわかりになりますけれども、クレジットというのはワシントン発APとかソウル発UPIとかいう、そういうアメリカ側、韓国側のニュースなんです、ニュースソースは。

これはベトナム戦争のときにも同じようなことがありました。実は、あのときもほとんど八〇%がアメリカのニュースで、北側の北ベトナムないし北京とかモスクワは五%しかなかったというのを東京大学の新聞研究所が一九六六年に調査をして、その結果として私は北ベトナムへ行つて北側

から見たベトナム戦争を見て驚きました。

今の北朝鮮の核の問題についての報道というのも非常に似ています。この問題はこれとは直接関係ありませんけれども、そういうことが示すように、公正な真実を伝えるというのがジャーナリズムの使命ですから、そういう立場からすると、この程度の規定で済むのだろうかという心配が一方であると同時に、もう一つの問題は、何かあったときに政府がジャーナリズム、マスメディアに対して警告をするとか介入をするとかいうようなことになつてくると、これは憲法二十一条の言論の自由、表現の自由ということに触れてくる。そのはざまのところで非常に難しい問題を含んでいるということを私は申し上げたいわけですよ。

これも皆さんお若いから、松代の大本営というのをだれが掘ったか。朝鮮の人です。数千人の朝鮮の人たちが強制連行で連れてこられて、強制労働で掘られて、数千人の人が死んでいると言われていた。このことを韓国の高校は教科書に書いてあるから歴史の授業の中でちゃんと教えている。ところが、日本の高校はこのことを教えていない。

今から三年ほど前のことですが、夏休みに韓国の高校生を先生が引率して松代を見学に来た。それは、歴史の授業の中で教わったその現場を見ようというところで来たわけですよ。それで、見た後、帰りに東京に来て、私のところを訪ねてくれて、二十人ほどの高校生と話したら、非常にいい勉強になったと。松代の近くの日本の高校生と交流をして、これも非常に楽しかった。ただ一つ残念だったのは、その松代の近くの日本の高校の生徒が松代のことを、大本営をだれが掘ったか、どういうことがあったかというのを全然知らなかった、これには驚きましたと韓国の高校生が私に話してくれたことがありました。

こういうような状況の中で番組がつくられていくという、それは御本人の責任じゃない、ディレクターの責任じゃないかもしれないですね。知らないんですから、学校で教えないんですから。こ

れは郵政省の問題というか文部省の問題だけれども、政府全体の問題ですよ。

そういう状況の中で、そういうことを教わらなかった若いディレクターが番組をつくって、これから日本人の感覚で海外に放送が出ていくということに対して、向こうは教わっていますから若い人たちもみんな知っています。中国でも、東南アジアでも。そういう状況をよほど考えていただかないと、この規定が入ったことはせめてもの救いだとは思っていますけれども、この五十二條の二十七という自己、実はこれを運用するに当たっては政府の不当な介入になつてはいけなし、同時に今の実態というものは申し上げたような実態だということを考えると、相手国に対して、ここに書いてあるようなことが守られていくということに対しては、本当にみんなで協力をしてやっつけていかないといけない、こう思います。

大臣の感想を伺って終わりたいと思います。○國務大臣(日笠勝之君) 先生のおっしゃることは、私も戦後教育を受けた一人でございますが、実体験がないものですか一〇〇%わかり切るわけじゃありませんが、私も訪中をしたときに向こうの青年といろいろ懇談をいたしましたときに、向こうの青年が言うのは、足を踏んだ人はすぐ忘れるけれども、足を踏まれた人はずっと覚えているんだと。しかし、日中国交回復、また日中の国際親善は大切である云々というふうな話をしたことがございます。

先ほど松代の話がございましたが、私の岡山県の水島はちょうど工業地帯でございます。あ、あの戦時中防空こうを掘ったわけですね。おっしゃるとおり韓国の方が掘ったわけですね。それを地元の高校生が、学園祭というんですか、そのテーマにしまして相当詳しく調べました。地元新聞、テレビに大きく報道されました。昔のそういう戦時中のことを今の若い人たちがそれなりに努力をしていっているんじゃないかと思っております。

結論を申し上げますと、ここにございます諸外国の自然的経済的社会的文化的的が四つについて

おりますけれども、この諸事情をできる限り考慮するような方向で今度の番組編集に当たっては要請をするところでございますし、決して憲法二十一条の言論の自由、結社の自由等を侵害することのなきようこれからも図っていききたい、かように考えております。

○田英夫君 終わります。

○鈴木栄治君 放送法の一部を改正する法律案について一つだけ質問させていただきます。

今、日本において文化だとかいろんな情報をいろんな人たちに提供してもらう、私は大変いいことだと思っております。しかし、これは国民の一人として、小さい子を持つ親として、私あつと思つたのでございます。正直な話、例えばNHKは見たいと言えど見させますよ、子供にも。私も一緒に見て見たいです。安心だからです。でも、民放の場合ですと、ちょっと待てよ、これ大丈夫かな、そのようなことがやっぱり頭によぎるんでございます。要するにどうしても不安があるんです。

例えば、自分の子が家で、おはよう、こんにちは、ありがと、済みませんをはっきりびしつと言え外に出てはつきり言うだろうと安心するのでございますが、時々言つたり言わなかつたり、あるときは何かわけのわからないことを言つたりすると、やっぱり外へ行つてもどうだろうと心配になるのでございます。

放送基準、こんなのは釈迦に説法ですから言いませんけれども、いろいろありますが、私はNHKの場合はそういう心配をしていないのでございます。先ほどお話しもあつたとおり、宗教的なものもあるし、例えば暴力、性の表現に対しても違ひがあると思つてます。私は特に娯楽面について言つておられるのでございますが、その辺、郵政省としてどのようにお考えになつておられるのか。

例えば、ある国においては胸を出すのは全部出しちゃうとこれはまずい、ところが日本の場合には何かそういうのになれちゃつて、胸を出すの当たり前で、最近はどう下を出すの当たり前前だなん

というふうになつてきちゃつておられる。これは大変怖いことなんです。その辺どうでしょう。

○政府委員(江川晃正君) NHKの国際放送につきましては、現在、四十四条の第四項という、条文の言葉はどうでもいいんですが、文章の中にきちつと書き込んでございまして、それで国際放送をやるに当たつての注意事項が書いてあるわけでございます。

NHKはたゞいまのとあわせて、国際放送をやるに当たりましては、例えばアジアにおきましても完全な国際的な合意がないというところは御案内のとおり、申し上げたところでございます。しかし、この間、四月にAPT国際セミナーでこの問題を扱いましたときには、先生今おっしゃいますような問題点が赤裸々に出まして、そういうことがないような放送を国際交流でやろうじゃないかというふうには合意されてきております。

そういう意味で、幾つかの原則を定めたわけですが、大原則として自由な情報流通ができるといふことを原則にしようということが一つ。しかし、その中身として当該地域の国々の社会的、政治的、文化的、伝統的価値の尊重をそれぞれにしていこうじゃないかと、今先生おっしゃいました不道徳な素材及び過度な暴力の描写の制限をしようとか、子供の教育に悪い番組はよそうじゃないかというふうな合意ができてきております。

そういうのをこれからAPTの組織を中心にしまして、NHKももちろん入る、郵政省も入る形になります。アジアにおける合意をつくろうというところで新しい動きが起つておられるところでございます。

それで、NHK自身は既に四十四条第四項に課せられておられる放送番組基準がございまして、「文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培ひ、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならぬ。」という、本来のNHKが持つておられる目的機能をここで發揮して

だこうと考へておる次第でございます。

○鈴木栄治君 ですから、NHKに関しては私も大変に信用してございまして、これが民放になつてきた場合において、いろいろな基準をおつくりになるとおっしゃつておられますが、今でも民放に放送基準というものはあるのでございます。

私は、これ何回も見て、またそれを読んで頭に入れていろんな番組を見ておられるのでございますが、どんな観点から見ても非常に頭をひねりたくなるのが多いのでございます。

要するに、国内においても、これはまだ国内だからいいですよ。これが今度は外国に出た場合、いや、こんなの当たり前じゃないかと、いろんな摩擦が起きた場合において、これは大変な問題になつてくると私は思ふんです。それじゃないと、今度は郵政省がこれはどうだあだというのと、表現の自由だとかなんだとか、これはめっちゃめっちゃになつてきますよ。私はそういう点を、私の杞憂であらばいいと思ふのでございましてけれども、非常に心配でならないのでございまして、どうですか。

○政府委員(江川晃正君) 公式の場において、私がNHKの番組がよくて、民放の番組がちょっとというふうな答えはいたしかねますので、先生のお話はお話しして、御質問は御質問として、我々はこの法律で民放が外へ情報を出していくときも持ち、一つにはこの五十二条の二十七でいうふうな表現をさせていただきます。

もう一つは、仕組みとしましては民放に番組審議機関というのが設置を義務づけてございまして、そういうところで十分な識者の意見をいただく、先生の御心配にならないような放送が行われるようにしてもらいたい。また、そういう審議機関などの活用によつてそういうことが確保できるのではないかと考へておられる次第でございます。

○鈴木栄治君 民放でも今事実ありますよね、放送基準。

じゃ、お聞きしますが、この放送基準にのつとつて、一〇〇％というか九〇％でも結構でございまして、そのように実際に放送がなされておられる、そのように御理解しておるのですか、認めておりますか。

○政府委員(江川晃正君) 大変難しい御質問でございますが、百何局の民放がございまして、全部にそういう放送番組審議機関などがあるわけでございます。その中で、時にやらせであるとか何かの報道とか番組があつたというところは私も承知しているところでございますが、何％とは申し上げかねますけれども、それらを除きますと、それなりに一応世の中に通用している番組が行われているのではないかと考へておられるところでございます。

○鈴木栄治君 今度、私、ひとつビデオを撮つて、世の中に通用するかどうか、これが子供と一緒に見て、ああ、いいテレビだと言へるかどうか、今度は局長にお持ちしますので、ひとつお願いいたします。

どうですか、大臣、私が言つておられることは、私自身がテレビだとかマスコミに出ておられて本場に驚くことが多いんですよ。それと同時に、現場はそういう認識というのが非常に薄いということを感じておられるからこそ私は言つておられるんです。大臣、国内においてそういうことがびしつと守られないのに、今度は外のことに対してきちつと守らせることができるのか、私は非常にもう不安でしようがないんです。もう時間もありませんので、最後に大臣に。

○政府委員(江川晃正君) 事務的に一点だけ。そういう御心配を先生が強くお持ちだということとを私理解いたしました。この条文に基づきよい番組が流れていけるように民放の皆さんともいろいろ意見交換しながら進めさせていただきたいと考へます。

○鈴木栄治君 大臣、私は今ちよろちよろ言いましたが、大臣のお考えをぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(日登勝之君) 国内での放送であれば、先ほど先生これは子供と一緒に見るにどうなのかというお話がございましたけれども、私はこれ一義的には小さい子供さんと見るのは親にチャンネル権があるんだと思うんですね。ですから、これは家庭教育というか、この前もお話ししたようなそういう観点で、番組の選択は親ができる範囲内ではしていくことである程度クリアできるんじゃないかと。

おっしゃるのは国外ですね。外国において日本の番組がそのとおりそっくり出たらどうなるかということだと思ふんですが、先ほど申し上げました五十二条の二十七の中で自然的社会的文化的云々とありますように、一遍に日本の民放の番組を朝から晩まで流すわけじゃないと思うんです。ステップ・バイ・ステップで一段ずつ時間も延ばしていくんだらうと思うんですね。

その中で、先ほど局長も言いましたA P T、アジア・太平洋電気通信共同体の中でこれからの映像国際放送、国境を越えるテレビはどういうガイドラインをつくらうかと。そういう中で、例えば回教徒の国であれば豚肉は食べられない、その豚肉の料理をしているような場面は放送できないだと思ふんですね。そういうガイドラインなどをこれから積極的にお互いにつくっていく、こういうことの中でクリアしていくるんではなからうか、かように考えております。

○鈴木栄治君 これで最後にします。

大臣、小さい子供だ、だから親にチャンネル権があるじゃないか、とんでもございません。今はもうリモコンでちゃんちゃんやりますし、私がいつも子供といればいいですよ、そんなことは無理じゃないですか。それと同時に、私は幼稚園だけに言っているんじゃないんです。思春期、十代の子たちの影響も私は言ったつもりでございます。ありがとうございます。

○委員長(森嶋子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(森嶋子君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより両案について順次採決に入ります。

まず、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案について採決を行います。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森嶋子君) 全会一致と認めます。よって、本家は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森嶋子君) 全会一致と認めます。よって、本家は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(森嶋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十一分散会

平成六年六月三十日印刷

平成六年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局